

一般建築物石綿含有建材調査者講習

を開催します

建築物等の解体・改修工事を行う場合には、事前に石綿含有建材の有無について調査(事前調査)を行うことが義務付けられています。

大気汚染防止法の改正に伴い、令和5年10月1日以降に着工される解体・改修工事は、資格者による調査を行う必要があります。

【石綿の有無に関する事前調査に必要な資格(令和5年10月1日以降)】

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ③ 一戸建等建築物石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)
- ④ 令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されているもの

このたび一般財団法人日本環境衛生センターの協力を得て、「一般建築物石綿含有建材調査者」の資格を取得できる講習会を以下のとおり開催しますので、この機会に受講をご検討ください。

※資格取得には、2日間の座学講習の受講、筆記試験の合格が必要です。

対象者 鳥取県内の事業所に所属または鳥取県内に在住し、受講資格を満たす者
(受講には学歴や実務経験等※が必要です。)

※裏面参照。詳しくは申し込みサイト掲載の募集要項をご覧ください。

受講料 49,500円(税込) テキスト代含む

**鳥取
会場**

とりぎん文化会館
第一会議室
(鳥取市尚徳町101-5)

12月1日(木)、2日(金)
<2日間>

定員 **70** 名

**米子
会場**

米子コンベンションセンター
BIGSHIP 第7会議室
(米子市末広町294)

12月8日(木)、9日(金)
<2日間>

定員 **60** 名

申し込み開始 10月20日(木) ※下記申し込みサイトからお申し込みください

申し込み締め切り 【鳥取会場】 11月17日(木)

【米子会場】 11月24日(木)

※両会場とも先着順、定員に達し次第募集終了

【申し込みサイト】
(とりネット内)

鳥取県環境立県推進課ホームページより専用フォームにアクセスしてください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/928073.htm#itemid928073>



お問い合わせ先
【主催】

本紙・記載内容に
関すること

申込・受験資格等に
関すること

鳥取県生活環境部環境立県推進課
電話:0857-26-7206 ファクシミリ:0857-26-8194

一般財団法人日本環境衛生センター
電話:044-288-4818

受講資格

区分番号	学 歴 等	実務経験年数
1	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者。	卒業後の建築に関する実務経験年数:2年以上
2	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限る、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)	卒業後の建築に関する実務経験年数:3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数:4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数:7年以上
5	「1～4」に該当しない者(学歴不問)	建築に関する実務経験年数:11年以上
6	建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関わる者	実務経験年数:2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習(※1)を修了した者	石綿含有建材の調査に関する実務経験年数:5年以上
8	石綿作業主任者技能講習(※2)を修了した者(実務経験年数不問)	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者(※3)	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数:2年以上
11	作業環境測定士(※4)	建築物石綿含有建材調査に関する実務経験年数:5年以上

海外の大学で建築学課程を卒業した方など 1～11 に該当しない方は(一財)日本環境衛生センターまでお問い合わせください。

※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※2 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第十八第二十三号

※3 労働安全衛生法第九十三条第一項

※4 作業環境測定法(昭和 50 年法律第 28 号)第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう

講習日程

第一日目 座学講習

第二日目 座学講習/修了考査

9:15～9:45	受付	9:15～9:45	受付
9:45～10:00 (15分)	ガイダンス	9:45～12:25 (160分)	第3講座 現場調査の実際と留意点(調査・試料採取)
10:00～11:00 (60分)	第1講座① 建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識1	12:25～13:25 (60分)	昼休み
11:00～11:10 (10分)	休憩	13:25～14:55 (90分)	第3講座 現場調査の実際と留意点(労働安全衛生・分析)
11:10～12:10 (60分)	第1講座② 建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識2	14:55～15:05 (10分)	休憩
12:10～13:10 (60分)	昼休み	15:05～16:15 (70分)	第4講座 建築物石綿含有建材調査報告書作成
13:10～17:30 (260分)	第2講座 石綿含有建材の建築図面調査	16:15～16:30 (15分)	休憩
17:30～17:50 (20分)	修了考査ガイダンス	16:30～16:45 (15分)	修了考査ガイダンス
		16:45～18:05 (80分)	筆記試験

※一部の講座は動画講習になります。
※終了時刻は前後する可能性があります。